

## 浜松市一般型一時預かり事業等実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業のうち児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の3第1号に規定する一般型一時預かり事業及びこれと同等の事業（以下「一般型一時預かり事業等」という。）の実施に関する必要な事項を定める。

### (対象児童)

第2条 一般型一時預かり事業等の対象となる児童は、原則、認定こども園の保育所機能、保育所及び家庭的保育事業等を利用していない乳児又は幼児であって次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者の短時間・断続的労働、職業訓練、就学等により、原則として平均週3日程度家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
- (2) 保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
- (3) 保護者の育児等に伴う心理的・身体的負担を解消する等の理由により一時的に保育が必要となる児童
- (4) 集団生活に慣れさせるために保育を必要とする障がいのある児童
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた児童

### (実施施設及び保育時間)

第3条 一般型一時預かり事業等を実施する施設は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び法第39条第1項に規定する保育所（以下「実施施設」という。）とし、保育時間は、実施施設の保育標準時間の範囲内とする。

### (一般型一時預かり事業等の利用の申出)

第4条 一般型一時預かり事業等を利用しようとする保護者は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、利用しようとする実施施設の施設長に一般型一時預かり事業等申出書を提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号に規定する児童  
当該年度における利用しようとする日の初日の前日（その日が休所日に当たるときは、その前日）
- (2) 第2条第2号から第5号までに規定する児童  
利用しようとする日の前日（その日が休所日に当たるときは、その前日）。ただし、利用しようとする日の属する月において同一の理由で複数日利用する場合は、当該月における利用しようとする日の初日の前日（その日が休所日に当たるときは、その前

日)

- (3) 前各号に掲げる児童のうち特別な事由があると認められる児童  
利用しようとする日

(実施方法)

第5条 実施施設は、事業を実施するに当たって、規則第36条の35第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

(利用者負担)

第6条 当該事業を利用した児童の保護者は、当該事業に係る経費として、実施施設のうち浜松市立保育所については浜松市立保育所条例施行規則(昭和29年浜松市規則第7号)第6条第1号に規定する額を利用した日の当該月の翌月末日までに市長に、又その他の実施施設については別表に定める利用料を各実施施設の施設長の定める日までに実施施設の施設長に納入しなければならない。

- 2 市長は、当該事業を利用する児童又は利用する児童が属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する利用者負担を免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯

(2) 利用する日の属する年度(利用する日が4月から8月までの間にあっては、前年度)の市町村民税非課税世帯(みなし寡婦(夫)控除適用により市町村民税が非課税となる場合を含む。)

(3) 里親に委託されている児童

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた児童

- 3 前項の規定により費用の免除を受けようとする保護者は、費用の免除を受けようとする日の前日までに浜松市一般型一時預かり事業等利用料免除申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、浜松市一般型一時預かり事業等利用料免除承認(不承認)通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表（第6条関係）

年 齢	利 用 料（児童1人1日当たり）
3歳未満児	2,000円
3歳児	1,000円 （主食の提供に係る費用を除く）
4歳以上児	900円 （主食の提供に係る費用を除く）

児童の年齢は、当該年度の4月1日の前日現在の年齢をいう。

(あて先) 浜松市長

〒 -

申請者 住 所  
氏 名

浜松市一般型一時預かり事業等利用料免除申請書

ふりがな ----- 児 童 氏 名	生 年 月 日	年 齡 (当該年度の4月1日の前日現在)
-----	年 月 日	歳
-----	年 月 日	歳
-----	年 月 日	歳

下記の事由により浜松市一般型一時預かり事業等の 年度( 4月から8月末まで・9月から3月末まで )の利用に係る費用の免除申請をします。  
下記の該当する項目に○をつけてください。

- 1 生活保護受給世帯
- 2 利用する日の属する年度(利用する日が4月から8月までの間にあっては、前年度)の市町村民税非課税世帯
- 3 里親に委託されている児童

- 1 上記免除事由の1に該当する場合は、生活保護証明書の写しを提出していただきます。
- 2 上記免除事由の2に該当する場合は、市長が指定する住民税非課税証明書(写し可)を提出していただきます。(みなし寡婦(夫)控除適用により市町村民税が非課税となることが見込まれる場合は、施設の所在する区役所に提出書類をお問い合わせください。)
- 3 上記免除事由の3に該当する場合は、措置決定通知書の写しを提出していただきます。
- 4 利用料免除は、当該申請書の提出のあった日の翌日以降から適用します。また、利用料免除は、「浜松市一般型一時預かり事業等利用料免除承認通知書」の免除期間内において適用しますが、期間内に免除事由に該当しなくなった場合は免除しません。

様

浜松市長

浜松市一般型一時預かり事業等利用料免除承認（不承認）通知書

年 月 日付けにて申請のあった一般型一時預かり事業等の 年度の費用の免除について、承認（不承認）します。

児 童 氏 名	生 年 月 日	年 齢 (当該年度の4月1日の前日現在)
	年 月 日	歳
	年 月 日	歳
	年 月 日	歳
利用料免除番号	免除事由	
免除期間		
年 月 日 ~ 年 月 日		
不承認の理由		

備考

- 1 施設利用時にこの通知書を提示してください。
- 2 利用料免除は、免除期間内において適用しますが、期間内に免除事由に該当しなくなった場合は免除しません。